

# 教育ローン

平成29年1月4日現在

商品名	教育ローン(証書貸付タイプ)	
ご利用いただける方	(一社)しんきん保証基金 〔教育プラン〕	(一社)しんきん保証基金 〔リピートプラン(教育)〕
	<ul style="list-style-type: none"><li>・満20歳以上で、安定継続した収入のある方</li><li>・子弟・孫・被扶養親族が学校などに就学中又は就学予定である方</li></ul> ※『学校等』とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と 呼称されるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・満20歳以上で、安定継続した収入のある方</li><li>・当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付きローンを完済して3年以内の方</li><li>・当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付きローンの返済実績が1年以上かつ返済中であり、直近3ヶ月の約定返済に3営業日以上が遅れが一度もない方</li><li>・(一社)しんきん保証基金保証付カードローンを契約されている方または新規に契約される方</li><li>・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・当金庫の会員になれる方</li><li>①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方</li><li>②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方</li></ul> 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。	
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学する学校等への1年分の納付金</li><li>・就学にかかる1年分の付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用、交通費、引越費用等で100万円以内)</li></ul> ※資金使途が確認できる書類として学校の振込用紙、お見積書、請求書、パンフレット等を提出していただきます。付帯費用のみの申込みの場合はこの他に就学確認書類(合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収書・領収印のある振込用紙等)が必要となります。	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・当庫を含む金融機関・日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)でご利用の教育ローン借換資金(基金保証付教育カードローンは除く)および借換に伴う繰上げ完済にかかる手数料。(申込み時点で返済に遅延のないことが条件となります)</li></ul>	
ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"><li>・1万円以上1,000万円以内(1万円単位)</li><li>・ただし、お申込金額と(一社)しんきん保証基金の保証付きローンご利用額(他行含む)の残高合計(住宅ローン、保険ローンを除く)で3,000万円以内とします。</li></ul>	
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・3ヶ月以上16年以内(1ヶ月単位)</li></ul>	
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"><li>・「変動金利型」と「固定金利型」いずれかをご選択いただき、それぞれ当金庫所定の適用金利に保証料率を加えた利率とさせていただきます。</li><li>・変動金利の場合、借入後の利率は基準金利(長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入れ後の利率の変更回数は4月と10月の年2回で新利率はそれぞれ翌月の約定返済分から適用します。</li><li>・なお、お取引内容等に応じた優遇利率もありますので、窓口までお問い合わせください。</li></ul>	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月元金均等返済、または元利均等返済(元金の50%までは6ヵ月毎のボーナス返済の併用も可能です。)</li><li>・卒業予定月まで、元金のお支払を据置くことができます。</li></ul>	
担保	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、担保は必要ありません。</li></ul>	
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>・(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。</li></ul>	
手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>・融資条件の変更に際しては、手数料がかかる場合があります。</li></ul>	

融一3-①A  
次頁へつづきます

保証料	・(一社)しんきん保証基金の定める保証料率をご融資利率に別途上乘せとなります。	
	・保証料率:年 0.48% (例)融資金額 100 万円、融資期間 5 年の場合: 保証料額は約 12,500 円となります。	・保証料率:年 0.25%(平成 31 年 6 月 30 日の申込受付分までの期間限定) (例)融資金額 100 万円、融資期間 5 年の場合: 保証料額は約 6,500 円となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9 時~17 時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9 時~17 時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。</p>	
その他	<p>・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>・融資金は可能な限り振込みさせていただきます。</p> <p>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</p>	

融-3-①B